

沼津市議会における新型コロナウイルス感染症対策の取組

沼津市議会では、これまで様々な新型コロナウイルス感染症対策の取組を行ってきました。

令和3年も、会派代表者の会や議会運営委員会において、感染防止のための対策の検討・協議を行い、引き続き市議会として必要な対策を実施していきます。

令和3年1～3月の主な取組

オンライン会議への対応

新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン会議に対応するため、関連する規則及び条例の一部改正について、改正内容を会派代表者の会において検討・議論を重ねました。

その結果、2月定例会最終日に、議員発議により沼津市議会会議規則及び委員会条例の一部改正を行うことについて、議会運営委員会において了承しました。



発議第1号 沼津市議会会議規則の一部改正

発議第2号 沼津市議会委員会条例の一部改正

改正内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、オンラインを活用した委員会を開催することに関し必要な事項を追加するものです。

当番制による登庁の実施など

1月18日から2月9日までの間、議員の感染防止を図るため、登庁する議員を当番制とし、議員同士が極力接触しない体制としました。また、感染状況に鑑み、1月下旬に予定していた議員研修会を延期し、3月にオンラインで開催しました。



▲市議会の取組について、正副議長が市長へ報告しました

代表質問のみの実施

現在の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、市当局が新型コロナウイルス感染症対応に注力できるよう、2月定例会の一般質問において個人質問は行わず代表質問のみとすることとなりました。

